厚生労働省告示第三十一号

厚生労働大臣の定める評価療養、 患者申出療養及び選定療養 (平成十八年厚生労働省告示第四百九

十五号)第一条第 一号の規定に基づき、 厚生労働大臣 の定める先進医療及び患者申出 療 養並 びに .施設

基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)の一部を次の表のように改正し、 令和二年二月一日

から適用する。

令和二年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

						)先進医療 Jとに定める施設基準に適合する病院又は診療所に 第	改 正 後
ていること。    実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されしていること。    但環器内科、外科又は心臓血管外科及び麻酔科を標榜	機関以って	ること。	たものをいう。以下同じ。)又は心臓血管外科専門医(循環器専門医(一般社団法人日本循環器学会が認定し該診療科について十年以上の経験を有すること。専ら循環器内科、外科又は心臓血管外科に従事し、当	主として実施する医師に係る基準	閉塞性動脈硬化症又はバージャー病(いずれも従来の治療イー対象となる負傷、疾病又はそれらの症状ー骨髄細胞移植による血管新生療法・二 (略)	おいて実施する先進医療ニーの先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所に	改正前

(傍線部分は改正部分)

十 末梢 血単核球移植による血管再生治療四~九 (略)

 $\Box$ 

(略)

施設基準

主として実施する医師に係る基準

(略)

たものをいう。 循環器専門医 (一般社団法人日本循環器学会が認定し - 又は心臓血管外科専門医 (特定非営利

活動法人日本胸部外科学会、

特定非営利活動法人日本血

設置され、常勤の医師が配置されていること。 血 を実施する部門(以下「輸血部門」とい 。 う。 が

培養を実施していること。 専任の細胞培養を担当する者が配置され、 院内で細胞

病床を二百床以上有していること。

当直体制が整備されていること。

緊急手術体制が整備されていること。

|十四時間院内検査を実施する体制が整備されている

こと。 医療機器保守管理体制が整備されていること。

という。)以降をいう。以下同じ。)当該療養を初めて 初日であるときは、その日の属する月。以下「 等が届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の 倫理委員会が設置されており、 届出後(地方厚生局長 届出月」

実施するときは、必ず事前に開催すること。

医療安全管理委員会が設置されていること。

当該療養について五例以上の症例を実施していること

方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告す ること。 後当該療養を五例実施するまでの間は、 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出 一月に一回、

十 末梢 血単核球移植による血管再生治療四~九 (略) 1

П

施設基準

(略)

(略)

主として実施する医師に係る基準

循環器専門医又は心臓血管外科専門医であること。

会が認定したものをいう。)であること。 管外科学会又は特定非営利活動法人日本心臓 血 管 1外科学

(略)

保険医療機関に係る基準

(略)

れていること。 輸血を実施する部門が設置され、 常勤の医師が配置さ

(略)

削(除) ے ح 厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告する当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方 する 月。 月の翌月(その日が月の初日であるときは、 届出後(地方厚生局長等が届出を受理した日の属する )から起算して六月が経過するまでの間又は届出後 以下「届出月」という。) 以降をいう。 その日の属 以下同

ること。

(略)

保険医療機関に係る基準

血 部門が設置され、 (略) 常勤の医師が配置されているこ

方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告す後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出〜 (略)

(略)

樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用い 対象となる負傷、 疾病又はそれらの症状 た がんワクチン療法

腫瘍抗原を発現する消化管悪性腫瘍(食道が hί 胃がん又

原発性若しくは転移性肝 がん、 膵が 臓

がん、胆道がん、進は大腸がんに限る。 施設基準がん、胆道がん、 進行再発乳がん又は肺がん

主として実施する医師に係る基準

呼吸器外科、消化器外科又は乳腺外科に従事しているこ 専ら血液内科、消化器内科、呼吸器内 科、 腫瘍内科、

のをいう。 人日本消化器病学会が認定したものをいう。 血 呼吸器専門医 液専門 医 以下同じ。 般社団法人日本血液学会が認定したも 般社団法 消化器病専門医 人日本呼吸器学会が認定 以下同じ。 般財団法

法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう。以下同定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動したものをいう。以下同じ。)、呼吸器外科専門医(特 療法専門医 ( 公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定した 科学会が認定したものをいう。以下同じ。 消化器外科専門医(一般社団法人日本消化器外 ) 、がん薬物

学会が認定したものをいう。 であること。

当該療養について五年以上の経験を有すること。

として五例以上の症例を実施していること。 当該療養について、当該療養を主として実施する医師

保険医療機関に係る基準

血液内科、消化器内科、 呼吸器内科、 腫瘍内科、 呼吸

ていること。実施診療科において、 器外科、消化器外科又は乳腺外科を標榜していること。 常勤の医師が二名以上配置され

病理部門が設置され、 輸血部門が設置され、 常勤の医師が配置されているこ 病理医が配置されていること。

培養を実施していること。 専任の細胞培養を担当する者が配置され、 院内で細胞

当直体制が整備されていること。

緊急手術体制が整備されていること。

ے 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されている

医療機器保守管理体制が整備されていること。

催すること。 倫理委員会が設置されており、 必要な場合に事前に開

医療安全管理委員会が設置されていること。 当該療養について十五例以上の症例を実施しているこ

第三 十四~二十九 (略) 生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚 先進医療 一~七十四 移入療法 であって 5用療法 自己腫瘍・ 施設基準 イマチニブ経口投与及びペムブロリズマブ静脈内投与の 会が認定したものをいう。) 又は消化器外科専門医 ( いう。 専門医(一般社団法人日本呼吸器学会が認定したものを のをいう。以下同じ。 般社団法人日本消化器外科学会が認定したものをいう。 胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学 主として実施する医師に係る基準 人日本消化器病学会が認定したものをいう。)、 であること。 血 (略) (略) 液専門医(一般社団法人日本血液学会が認定したも 従来の治療法に抵抗性を有するものに限る。 進行期悪性黒色腫(KIT遺伝子変異を有するもの (略) (略) 、呼吸器外科専門医 (特定非営利活動法人日本 組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球 消化器病専門医(一般財団法 呼吸器 | 生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚 十四~二十九 (略) (新設) 先進医療 一~七十四 移入療法 ( 略 ) 自己腫瘍・ 施設基準 外科専門医又は消化器外科専門医であること。 主として実施する医師に係る基準 ること。 後当該療養を十例実施するまでの間は、 方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告す (略) 届出月から起算して六月が経過するまでの 血液専門医、 略 (略) 略 組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球 消化器病専門医、 呼吸器専門医、 月に一 7に一回、地間又は届出 回 呼 吸

(新設)